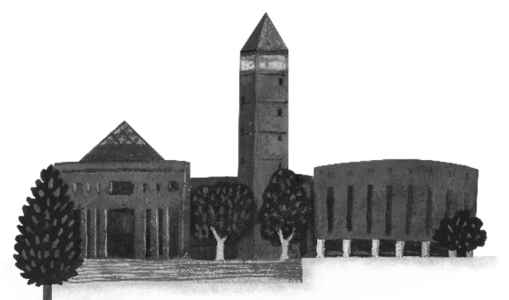


第1章

計画の策定にあたって



第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画策定の背景と趣旨

我が国では、急速な高齢化が進む中、悪性新生物（がん）・心疾患・脳血管疾患・糖尿病・歯周病等に代表される生活習慣病^{※1}の割合が増加しており、生活習慣病予防や重症化予防、社会生活を営むために必要な機能の維持及び向上などにより、健康寿命^{※2}の更なる延伸や生活の質の向上を実現するための取り組みが一層求められています。

国では、平成25年度から「健康寿命の延伸と健康格差の縮小」「生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底」等を健康増進の推進に関する基本的な方向として掲げた「健康日本21（第二次）」により、国民の健康づくりを推進しています。また、「健康寿命をのばしましょう。」をスローガンに、国民全体が人生の最後まで元気に健康で楽しく毎日を送れることを目標とした「スマート・ライフ・プロジェクト」も推進されています。

食育^{※3}の推進については、健全な食生活の実践を通じた健康寿命の延伸や、食料の生産から消費に至る持続可能な食の循環などの各課題に取り組む「第4次食育推進基本計画」が令和3年度から施行されています。

自殺対策については、「自殺総合対策大綱」が平成29年に見直され、「自殺は、その多くが追い込まれた末の死である」、「年間自殺者数は減少傾向にあるが、非常事態はいまだ続いている」、「地域レベルの実践的な取組をPDC Aサイクルを通じて推進する」が掲げられました。

母子保健の分野では、「日本全国どこで生まれても、一定の質の母子保健サービスが受けられ、かつ生命が守られるという地域間での健康格差を解消すること」等を10年後に目指す姿とした「健やか親子21（第2次）」が平成27年度より実施されています。

このような中、国の「健康日本21（第二次）」を受け、茨城県では平成30年度を初年度とし、「すべての県民が健康で明るく元気に暮らせる社会の実現」を主目標とした「第3次健康いばらき21プラン」を作成し、食育分野においては、令和3年度に「第3次健康いばらき21プラン」の第6章に結合し、計画を推進しています。

※1 生活習慣病・・・食生活・喫煙・飲酒・運動不足などの生活習慣に関係する病気の総称。がん・高血圧・糖尿病・脳血管疾患・歯周疾患など、生活習慣の改善によりある程度予防することができます。

※2 健康寿命・・・健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間のことです。

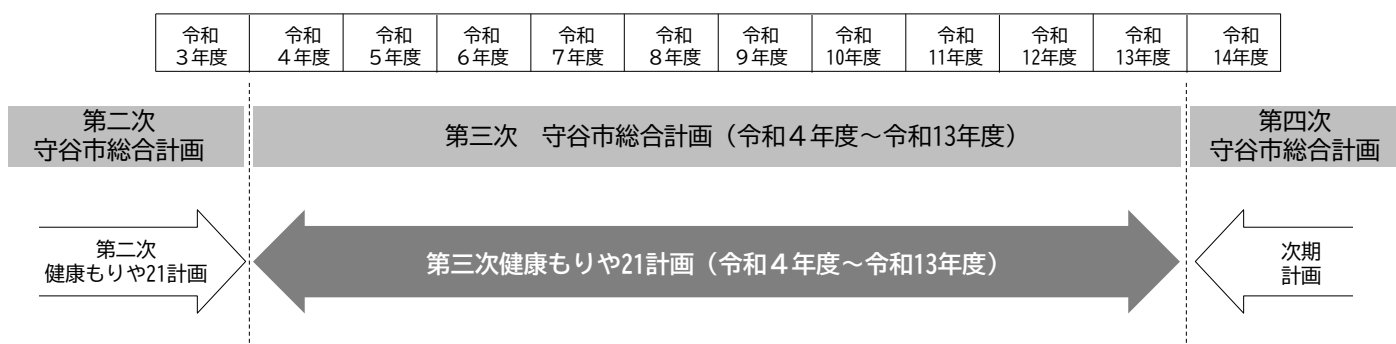
※3 食育・・・国民一人一人が、生涯を通じた健全な食生活の実現・食文化の継承・健康の確保等が図れるよう、自らの食について考える習慣や、食に関する様々な知識と、食を選択する判断力を楽しく身につけられるための学習等の取り組みのことです。

本市においては、「第二次守谷市総合計画（平成 24 年度～令和 3 年度）」の政策である「健康やかに暮らせるまち」を達成するため、平成 26 年 3 月に「第二次健康もりや 21」を策定し、「健康日本 21 計画（第二次）」と同様の 8 つの分野で健康づくり施策を推進してきました。

本計画は、「第三次守谷市総合計画（令和 4 年度～令和 13 年度）」と整合を図るとともに、感染症等による新しい生活様式の実践や、「健康」に暮らすことができる「まち」の実現を目指し、令和 4 年度を初年度とする「第三次健康もりや 21 計画」を策定するものです。

第 2 節 計画の期間

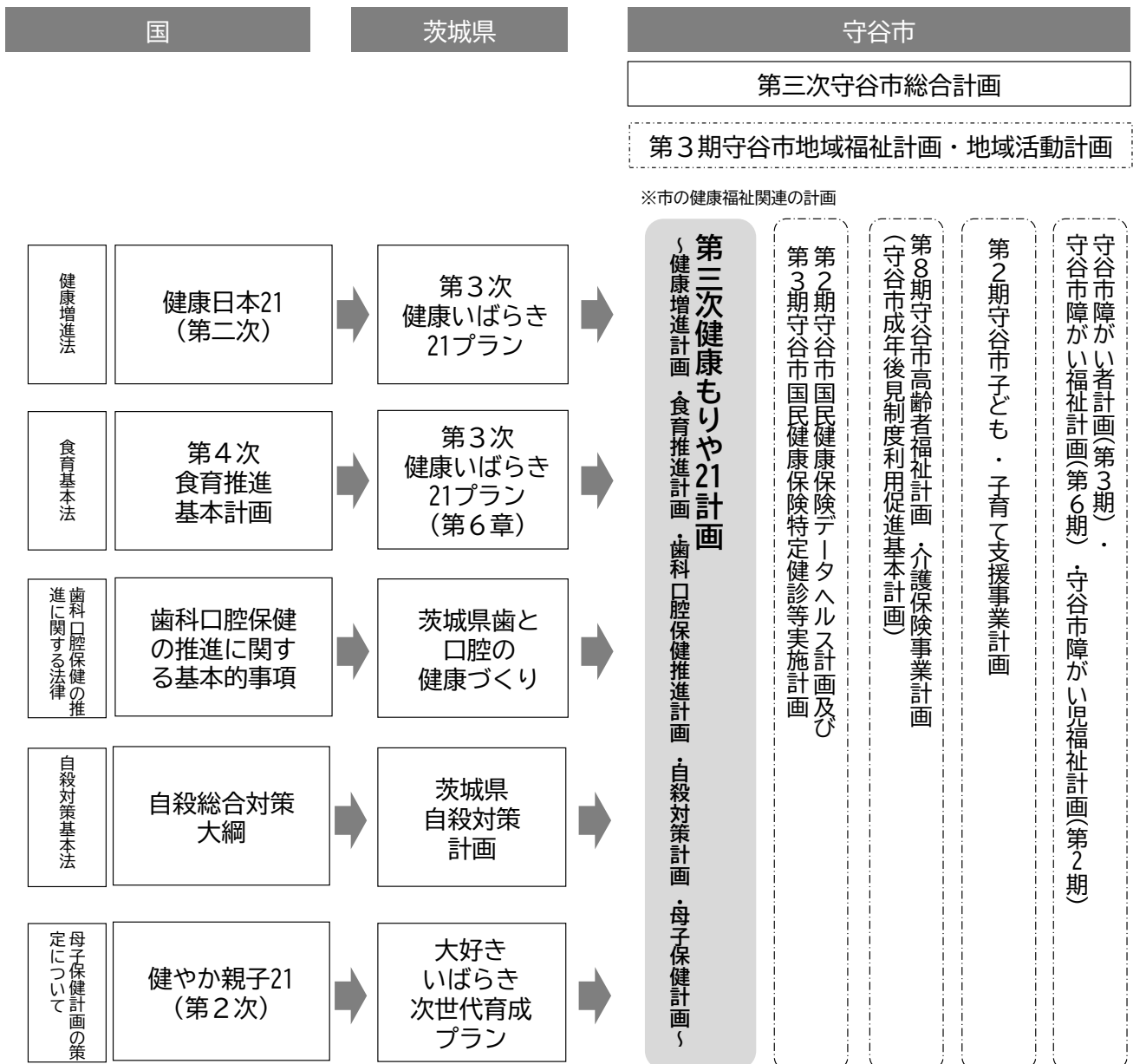
本計画は、令和 4 年度を初年度とし、令和 13 年度を目標年度とする 10 か年計画とし、計画最終年度に評価と見直しをします。ただし、社会状況の変化等により見直しの必要性が生じた場合は、随時見直すこととします。



第3節 計画の位置づけ

「第三次健康もりや21計画」は、市政の基本方針となる「第三次守谷市総合計画」及び「第3期守谷市地域福祉計画・地域福祉活動計画」を上位計画とし、健康づくりの推進にかかる分野を具体化したもので、以下のとおり、「健康増進計画」、「食育推進計画」、「歯科口腔保健推進計画」、「自殺対策計画」、「母子保健計画」の5つの計画を包含しています。

- 「健康増進計画」：健康増進法第8条第2項に基づく市町村健康増進計画
- 「食育推進計画」：食育基本法第18条第1項に基づく市町村の食育推進計画
- 「歯科口腔保健推進計画」：歯科口腔保健の推進に関する法律に基づく計画
- 「自殺対策計画」：「自殺対策基本法」に基づき、国の定める「自殺総合対策大綱」の趣旨を踏まえて、同法第13条第2項に定める計画。
- 「母子保健計画」：「母子保健計画の策定について」（平成8年5月1日児母第20号厚生省児童家庭局母子保健課長通知）に基づく計画





第4節 計画の策定体制

(1) 守谷市健康づくりに関するアンケート調査の実施

市民の生活習慣や健康課題を把握し、有効な予防対策やサービスを整備していくことを目的に令和3年2月にアンケートを実施しました。

(2) 守谷市保健福祉審議会・健康づくり分科会

医療・保健・福祉関係者や学識経験者から構成される「守谷市保健福祉審議会」において、計画内容の総合的な審議を行いました。

また、庁内関係部署との連携を図りながら課内調整会議及び保健福祉審議会の内部組織である「守谷市健康づくり分科会」において、市民が抱える健康課題の抽出や計画の具体的な施策の推進について検討しました。

(3) パブリックコメントの実施

計画案に対して、令和3年11月16日（火）～12月16日（木）までパブリックコメントを実施し、広く市民からの意見を募集しました。